

人材募集



貝塚市職員

詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆事務職 計10人程度

上級A 平成4年4月2日〜13年4月1日に生まれたかた

上級B 昭和57年4月2日以降に生まれ、手

話通訳士または都道府県

および政令指定都市認定

および政令指定都市認定

手話通訳者の資格がある

かた

上級C 昭和57年4月2

日以降に生まれ、臨床心

理士もしくは臨床発達心

理士の資格または公認心

理士の資格があり、新版

K式発達検査を使用でき

るかた

上級D 昭和62年4月2

日〜平成13年4月1日に

生まれ、次のいずれかに

該当するかた

①身体障害者手帳の交付

を受けている②療育手帳

の交付を受けている③精

神障害者保健福祉手帳の

交付を受けている④精神

保健指定医などにより知

的障害があると判定され

るかた

初級 平成13年4月2日

〜17年4月1日に生まれ

るかた

◆保健師 3人程度

昭和62年4月2日以降

に生まれ、保健師の資格

がある(令和5年3月ま

で取得見込みを含む)

かた

◆保育教諭 4人程度

平成4年4月2日〜15

年4月1日に生まれ、保

育士資格と幼稚園教諭普

通免許の両方を持つ(令

和5年3月までに取得見

〜平成13年4月1日に生まれ、次のいずれかに該当するかた

①大学(短大除く)で土木の専門

門学科を専攻し卒業したかた

②①と同等の専門知識による

経験があるかた

③土木の専門知識の資格があ

るかた

中級 平成13年4月2日〜

15年4月1日に生まれ、次の

いずれかに該当するかた

①高等専門学校または短期大

学において土木の専門学科を

専攻し卒業したかた

②専門学校において、測量士

補または測量士または2級土

木施工管理技士補以上の資格

がある(令和5年3月までに

取得見込みを含む)かた

初級 平成13年4月2日〜

17年4月1日に生まれ、高等

学校で土木の専門学科を専攻

し卒業したかた

◆消防職 上級または初級

4人程度

日本国籍があり、上級は

平成9年4月2日〜13年4

月1日、初級は平成13年4

月2日〜17年4月1日に生

まれ、職務遂行に必要な体

力があり健康なかた

◎いづれも

重複申込みはできません。

卒業は、来年3月に卒業見

込みのかたも含まれます。

◆申込期限 8月31日(水)

※インターネット申込みのみ

一次試験日 9月18日(日)

採用日 令和5年4月

◆申込・問合せ先 人事課

072・433・7324

貝塚病院職員

詳しくは貝塚病院ホームページをご覧ください。

◆看護師① 若干名

昭和53年4月2日以降に

生まれ、看護師免許がある

かた

採用日 令和4年11月1日

◆技術職土木 計10人程度

昭和47年4月2日

上級

上下水道



水道料金・下水道使用料減免制度

市内在住で下表に該当するかたは、水道料金や下水道使用料の減免対象になる場合があります。手続きには証明書類が必要です。

詳しくは、お問合せください。

申請・問合せ先 水道サービス課 ☎072-433-7140

対象	減免割合	
ひとり親世帯	児童扶養手当を受給している世帯	1カ月あたり 使用水量20m ³ を限度として 5割軽減
重度障害者世帯	◎特別児童扶養手当を受給している世帯 ◎20歳以上の在宅者で、身体障害者手帳1級所持者がいる世帯 ◎20歳以上の在宅者で、療育手帳Aの所持者のうち、最重度の知的障害者がいる世帯 ◎20歳以上の在宅者で、精神障害者保健福祉手帳1級所持者がいる世帯	
単身の高齢者	65歳以上で一人暮らしのかた	基本料金を免除

下水道使用可能区域が拡大

8月1日から、新たに公共下水道が使える区域は次のとおりです。

▶石才・王子・久保・窪田・澤・地藏堂・清児・堤・名越・橋本・半田・半田2丁目・三ツ松・森

※いづれも各地域の一部。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ先

供用開始について：上下水道総務課 ☎072-433-7180

事業計画について：下水道推進課 ☎072-433-7361



鍵をかけていますか？大切な自転車

大阪で最も多い犯罪は何だと思いませんか？

それは自転車の盗難です。

令和3年中の大阪府内での自転車盗難の被害件数は17,078件で、約半数は鍵をかけていない状態で被害にあっています。

大切な自転車を守るために、駐輪する際は、たとえ短時間であっても必ず鍵をかけましょう。

また、自転車防犯登録は法律上の義務です(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)

自転車防犯登録は自転車盗難の予防と被害の早期回復に役立ちます。

問合せ先 大阪府自転車商防犯協力会

☎06-6629-0750



防犯登録シール

9月2日(金)午後1時33分頃と34分頃 携帯電話が一斉に鳴ります



東日本大震災の際、生死を大きく分けたのは地震発生直後の判断と行動でした。

そこで、いざという時に「身を守る、避難する」など具体的な行動ができるよう、大阪府と連携し訓練を行います。

【携帯電話の緊急速報メールが一斉に鳴ります】

日時 9月2日(金)

午後1時33分頃 大津波警報情報の送信

(府内にある携帯電話に、府が訓練用の緊急速報メールを送信)

午後1時34分頃 大津波警報に伴う避難指示情報の送信

(市内にある携帯電話に、市が訓練用の緊急速報メールを送信)

※緊急速報メールはマナーモードでも鳴ります。状況に応じて、電源を切るなどの対応をお願いします。

※対応機種については各携帯電話会社へお問合せください。

【訓練に対する心構え】

- ・訓練前：地震や津波の発生時にどのように行動するか考えておく
- ・訓練当日：考えておいた「命を守る行動」をとる
- ・訓練後：「命を守る行動」がとれたかを話し合う



府ホームページ

問合せ先 市危機管理室 ☎072-433-7392

府民お問合せセンター ☎06-6910-8001